

令和8年度

教育行政基本方針

令和8年4月

斑鳩町教育委員会

も く じ

1	はじめに	1
2	教育基本方針	2
	令和8年度の主要施策	3
第1	幼児教育の充実	3
1	個別の「知識」及び「技能」の基礎を育てる	4
2	「思考力」「判断力」「表現力」を育てる	5
3	「学びに向かう力」「人間性」を育てる	5
	(「アプローチカリキュラム」、「スタートカリキュラム」)	
第2	学校教育の充実	6
1	子どもの未来が輝く新しい教育の推進(斑鳩町教育大綱の基本方針)	7
1	「確かな学力」が身に付く新しい教育の推進	7
	(1)町独自の学級編制基準の運用に伴う教員の配置	7
	①「少人数学級編制」並びに「少人数指導」の実施	7
	②1学級当たりの平均児童・生徒数に応じた教員の加配	8
	(2)「ALT(外国語指導助手)」の配置	8
	(3)小学校における「教科担任制」の導入	9
	(4)児童生徒の「読解力」向上の推進	9
	(5)中学生の「英語力」向上の推進	11
	(6)「特別支援教育支援員」の加配	12
	(7)「通級指導教室」による子どもの自立をめざした個別の指導	12
2	「新しい時代の学び」に向けた一人一台のタブレット端末の活用	12
3	歴史と文化を継承する「郷土(ふるさと)学習」の推進	13
	(1)「いかるが楽(がく)」の推進	14
	(2)「法隆寺英語案内」の充実	14
	(3)「郷土(ふるさと)学習」の推進	14
4	「豊かな心と人間性を備えた子どもを育む教育」の推進	15
	(1)道徳教育の充実	15
	(2)生徒指導・教育相談の充実	15
	①生徒指導体制の確立	16
	②「アイ・キャッチ」プロジェクトの推進	17
	③いじめ防止に向けた取組の充実	19

④情報モラル教育の充実	19
5 学校体育と学校保健指導の充実	20
6 学校部活動の地域展開	21
(1)「斑鳩町文化芸術スポーツクラブ (ICASC)」	22
①主な活動内容	22
②直営型クラブ活動	22
③自主運営型クラブ活動	22
7 特別支援教育の充実	23
8 安全教育の充実	24
(1)発達段階に応じた防災教育の推進	25
(2)感染症予防対策の実施	26
9 食育の推進	26
(1)食育の充実	26
(2)給食費無償化の推進	27
第3 教育環境の整備・充実	28
1 学校施設の適正規模・適正配置	28
2 学校施設の長寿命化対策	29
第4 生涯学習の推進	30
1 生涯学習の充実	30
1 生涯学習機会の充実	30
2 公民館機能の充実	31
3 図書館機能の充実	31
2 社会教育の充実と家庭・地域の教育力の向上	31
1 コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の推進	31
2 人権意識の高揚	32
3 家庭教育の充実	32
4 幼児教育の充実	33
5 子ども・若者育成支援の充実	33
3 生涯スポーツの推進	34
1 生涯スポーツの充実	34
4 文化・芸術の振興	35
1 文化・芸術にふれる機会の充実	35

1 はじめに

近年、生成AIをはじめとするデジタル技術の飛躍的な発展により、情報社会は、単に情報を収集する段階から、AIの活用によって新たな価値や知を創出する段階へと変化しています。一方で、思考力の低下や情報の真偽を見極める力の弱まり、人との関わりの希薄化、さらには依存に伴う主体性の低下など、さまざまな課題も指摘されています。

「今の世に 太子来たらば 道を解く」

この川柳は、AIに「現代の情報社会が抱える課題と聖徳太子」をテーマに、創作させたものです。

この一句が示すように、先行きが不透明で変化の激しい時代にあっては、自ら問いを立て、深く考え、本質を見極めながら、課題を解決する力の育成が、これまで以上に重要となっています。

本町教育委員会におきましては、令和7年度の実践の成果と課題を踏まえ、歴史と文化に根ざした教育の充実を図るとともに、「個別最適な学び」と「誰一人取り残さない教育」の両立を基盤として、子どもたち一人一人が将来への希望をもち、自ら学び、成長していく教育の実現に努めてまいります。

さらに、こうした取組を踏まえ、学びや喜びを共感し合える学校づくりを推進し、子どもにとって「通いたい学校」、保護者にとって「安心して通わせたい学校」、教職員にとって「意欲をもって働きたい学校」の実現を図ってまいります。

また、生涯学習においては、本町の豊かな歴史と文化、自然環境を生かし、誰もが生涯にわたって学び続けることのできる環境の整備を進めるとともに、地域の人材や資源を生かした多様な学習の機会の充実に努め、その成果が地域づくりや担い手の育成につながるよう、取組を進めてまいります。あわせて、地域全体で生涯学習が活発に行われる環境づくりの充実を図ってまいります。

こうした取組をとおして、『「和」で紡ぎ 未来へ歩む 私たちの斑鳩』の創造をめざし、子どもの未来が輝くまちづくりと人づくりを推進してまいります。

2 教育基本方針

斑鳩町 教育理念「育てよう和の心」

- (1) 和の精神をもとに、人を思いやる心、いたわる心、感謝する気持ちを育み、善悪を判断する力をつけることができる教育をすすめます。
- (2) 生涯にわたって、自ら学び、自ら健全な心身を育むことができる生涯学習・生涯スポーツをすすめます。
- (3) 歴史的・文化的遺産の保全や継承に努め、住民が地域に誇りと愛着を持つことができるまちづくりをすすめます。

学校教育は、新しい時代を担う、心豊かでたくましい幼児児童生徒の育成をめざし、持続可能な教育を推進するという重要な役割を担っています。

町立幼稚園・小学校・中学校では、斑鳩町の教育理念である「一育てよう和の心一」に基づき、豊かな人間性と創造性を備え、歴史を尊重し、将来にわたって持続可能な力を発揮できる人材の育成に努めてまいります。また、子ども一人一人の可能性を最大限に引き出す教育の実現に向け、次の 3つの視点に立った「学び」を実現し、「誰一人取り残さない」「子どもを主語とした」教育を推進します。

○ 子どもの主体性や意欲を引き出す「学び」

子ども一人一人が課題を見出し、考え、判断し、主体的に学びに向かう力を育てます。

そのために、子どもの興味・関心や発達段階に応じた学習内容の工夫を図るとともに、対話的な学びや体験的な活動を充実させることで、「わかる」「できる」という達成感を積み重ね、学ぶことへの意欲を高めます。さらに、自らの学びを振り返り、次の学びへとつなげる過程を大切にすることで、**主体的に学び続ける力の育成**をめざします。

○ 地域や社会とのつながりを生かした「学び」

子どもが地域の人々や文化、自然、産業などに触れることをとおして、実社会とのかかわりの中で学びを深める力を育てます。

そのために、地域人材の活用や体験的な学習、関係機関との連携を推進し、学校での学びと社会とのつながりを実感できる教育活動の充実を図ります。こうした取組をとおして、ふるさと“斑鳩”への愛着と誇りを育むとともに、社会の一員として主体的にかかわろうとする態度の育成をめざします。

○ ICTを効果的に活用した「学び」

GIGA スクール構想のもと、今後の子どもの学びを支える基盤であるデジタル学習環境を最大限に活用し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成するため、「個別最適な学び」と、子どもたちの多様な個性を生かす「協働的な学び」の一体的な実現に向けた取組を推進します。

あわせて、ICT を活用した学習をとおして、子ども一人一人の理解や興味・関心に応じた多様な学びを実現し、学習の質の向上を図ります。

令和8年度の主要施策

令和8年度は、令和7年度を取組を検証し、その改善を図りながら「第5次斑鳩町総合計画」に基づき、児童生徒の「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成を推進します。

第1 幼児教育の充実

幼児期は、小学校以降の生活や学習の基盤を育む極めて重要な時期です。したがって、幼稚園、保育所、認定こども園から小学校へ、さらに小学校から中学校へと、子どもの発達や学びの連続性を確実につないでいくことが大切です。

こうした状況を踏まえ、斑鳩町では、令和4年度に「**斑鳩町幼・保・こ・小連携推進プログラム～斑鳩町「幼保こ小」の円滑な接続のために～**」を策定し、「公私の垣根」「校種の違い」を越えて、幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校との連携を一層強化することで、子どもの学びの連続性の実現に取り組んできました。

本町は、令和7年度から、これまで取り組んできた「幼・保・こ・小連携推進プログラム」に加え、文部科学省及び厚生労働省が推進する「架け橋プロジェクト」を一体的に推進しています。このプログラムは、5歳児から小学校1年生までの学びをつなぐカリキュラムであり、子ども一人一人の学びや育ちの連続性を保障することを目的としています。

その主な取組内容は、次のとおりです。

一つ目は、幼稚園、保育園、認定こども園と小学校とのカリキュラムの接続です。

二つ目は、5歳児から小学校1年生への円滑な移行支援です。

三つ目は、教職員間の情報共有と相互理解の促進です。

四つ目は、地域における協働体制の構築です。

これらの取組により、小学校においては、就学前に育まれた力を土台とした授業づくりが求められ、幼児期と学齢期をつなぐ視点がこれまで以上に重視されます。

子どもにとっての途切れのない学びを実現するために、幼・保・こ・小の連携と情報共有がますます重要となってきます。

斑鳩町では、幼稚園においてその生活や学習の基盤となる次の「**3つの基礎となる力**」の育成に努めます。

1 個別の「知識」及び「技能」の基礎を育てる

子どもたちは、遊びや生活体験をとおして、身の回りの出来事に関心をもち、気づきや発見を積み重ねながら、言葉や数、表現などに関する基礎的な知識及び技能を身に付けていきます。

具体的には、積み木やブロック遊び、砂遊びや水遊び、虫や草花などの自然観察、粘土や製作遊びなどをとおして、「数や形、大きさへの気づき」「言葉の理解や表現の基礎」「手先の器用さ」などの力が育まれます。

すなわち、やってみる中で覚える力の育成と言えます。

2 「思考力」「判断力」「表現力」を育てる

子どもたちは、自分なりに考え、試し、工夫しながら課題に向き合い、その過程や結果を言葉や動き、作品などで表現するとともに、他者とのかかわりの中で考えを深めていく力を身に付けていきます。

具体的には、お店屋さんやおうちごっこなどのごっこ遊び、みんなで大きな作品を作る共同制作、「どうすればできるのか」と試行錯誤する遊びなどをおして、「自分で考える力」「どうするか決める力」「言葉や表現で伝える力」が育まれます。

すなわち、工夫しながら考え、表現する力の育成と言えます。

3 「学びに向かう力」「人間性」を育てる

子どもたちは、興味や関心をもって主体的に活動に取り組み、友だちとかかわりながら協力する態度や思いやり、規範意識を育み、粘り強く取り組もうとする姿勢を身に付けていきます。

詳しくは、鬼ごっこなどのルールのある遊びや、みんなで行う集団遊び、片付けや役割分担などをおして、「友だちとかかわる力」「ルールを守る力」「最後までやり抜く力」が育まれます。

すなわち、人と関わりながら学ぶ力の育成と言えます。

本町では、引き続き「アプローチカリキュラム」と、「スタートカリキュラム」を相互に関連させながら、これら3つの資質・能力を一体的に育むことを基盤として、幼児期にふさわしい学びの充実を図り、子ども一人一人の育ちと学びの連続性を大切にした幼児教育の推進に取り組んでまいります。

○「アプローチカリキュラム」

就学前の子どもたちが、小学校の学びや生活に無理なくつながるよう、体験活動をおして基本的な生活習慣の育成に取り組めます。

年長児（5歳児）がいきなり小学校へ入ると、「45分授業に集中すること」「自分で準備や片付けをすること」「先生の話聞いて行動すること」などに、戸惑いを感じる場合があります。

アプローチプログラムでは、「小学校の学びや生活」を少しずつ体験できるようにします。

○「スタートカリキュラム」

小学校入学直後の子どもたちの不安を軽減し、学校生活に慣れ親しむことができるよう、生活面に配慮しながら、基本的な学びの育成を図ります。

小学校に入学したばかりの子どもが、安心して学校生活や学習に取り組めるよう、「登校・下校の仕方や持ち物の管理、あいさつやルール」など**生活に慣れる**こと、「短い時間から授業を始めることや、遊びや体験を取り入れた活動、話を聞く・伝える練習」など**学びに慣れる**こと、「友だちとかかわわる活動や仲間づくり、安心できる居場所づくり」など**人間関係に慣れる**ことが大切です。

スタートカリキュラムでは、このように「学校生活に段階的に慣れていく時間」を設けます。

第2 学校教育の充実

教育は、子ども一人一人の人格の完成をめざし、子どもたちが将来にわたって幸福な社会を築いていく上で不可欠なものです。そのため、斑鳩町で知識や理解の質を高め、資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」を推進します。

具体的には、「何ができるようになるか」「何のために学ぶか」を明確にした授業づくりを進めるとともに、少人数指導（少人数学級編制・少人数授業）を通じて、子どもの特性や興味・関心に応じた学びを支援し、子ども自身が主体的に学習に取り組む環境の充実を図ります。

また、「ChatGPT」などの生成 AI の飛躍的な進展により、教育現場への浸透が進んでいます。特に「ChatGPT」などの活用においては、学習効果の向上、個別指導の実現、教育コストの削減といったメリットが期待される一方、依存やプライバシー、情報の信頼性といった課題も指摘されています。これらのメリットとデメリットを十分に検証しながら、学校教育への導入を慎重に検討する必要があります。

今後も引き続き、「豊かな人間性など時代を超えて変わらない価値(不易)」

を大切にしつつ、「時代の変化とともに変えていくべきもの（**流行**）」に的確かつ迅速に対応する教育を推進してまいります。

1 子どもの未来が輝く新しい教育の推進

斑鳩町教育大綱の基本方針

- ① 子どもの「生きる力」を育む教育活動を推進します。
- ② 子どもが安心して意欲的に学べる質の高い教育環境を提供します。
- ③ 子ども一人ひとりに応じた支援を充実します。
- ④ だれもがいつでも学び、健やかで心豊かに活動するまちづくりを推進します。
- ⑤ 歴史的・文化的遺産を生かしたまちづくりを推進します。

斑鳩町では、この教育大綱の基本方針に基づき、子ども一人一人の発達段階に応じた教育を行い、学びの意欲を高めるとともに、社会的自立に向けた基礎的な資質や能力を育ててまいります。

1 「確かな学力」が身に付く新しい教育の推進

(1) 町独自の学級編制基準の運用に伴う教員の配置

児童生徒の発達段階や教科の特性を踏まえ、少人数による個に応じたきめ細かな指導を進めることで、次のような実現をめざします。

- 「つまづきの解消と意欲を高める学び」
- 「習熟度に応じた学び」
- 「社会性・人間性を養う学び」

① 「少人数学級編制」並びに「少人数指導」の実施

斑鳩町では、以下の基準に基づき「少人数学級編制」及び「少人数指導」を実施しています。

- ◇小学校第1、第2学年：学級規模は30人以下とします。
- ◇中学校第2学年及び3学年：学級規模は35人以下とします。
- ◇基本的には、「少人数学級編制」を基準としますが、校長がより高い教育効果が得られると判断した場合には、「少人数指導」によるチームティーチングの実施も可能としています。

公立小学校においては、国の施策（「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」）により、すべての学年で35人学級編制が実施されています。

また、中学校においても、令和8年4月1日から第1学年の学級編制が35人に引き下げられることとなりました。一方で、第2学年及び第3学年については引き続き40人とされており、今後、順次引き下げられる予定です。

こうした中、斑鳩町では町独自の施策として、小学校第1学年及び第2学年においては、現行の30人学級編制を引き続き実施するとともに、中学校においては、第2学年及び第3学年について現行の35人学級編制を維持しつつ、教育環境の充実に努めてまいります。

さらに、従来の少人数教育に加え、1学級当たりの平均児童生徒数に応じた教員の加配措置（町独自事業）を実施するなど、小・中学校における教育の質の向上に取り組んでいます。

② 1学級当たりの平均児童・生徒数に応じた教員の加配

小学校第3学年から中学校第3学年において、1学級当たりの平均児童生徒数が30人を超える学年には、その数に応じて教員を加配し、習熟度別指導またはチームティーチングによる少人数指導を実施しています。

◇2学年以下：教員を1人加配

◇3学年以上：教員を2人加配

(2) 「ALT（外国語指導助手）」の配置

斑鳩町では、国際社会で活躍できる人材を育成するため、小・中学校にALT（外国語指導助手）を配置し、学級担任とALTが連携した指導を

通じて外国語（英語）学習を展開しています。

今後も、子どもたちが豊かなコミュニケーションを図りながら、「生きた英語」を学ぶ貴重な機会を提供してまいります。

(3) 小学校における「教科担任制」の導入

斑鳩町では、平成 29 年度から英語の専科教員を配置し、外国語学習の充実を図ってきました。令和 8 年度は、小学校高学年において、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育、道徳で専科教員による教科担任制を導入するとともに、理科、社会、書写、家庭科において、授業の交換方式による教科担任制を実施します。学校によって担当教科は異なりますが、これらの取組により、「学級間における学びの差の縮小と学習内容の質の向上」を図ります。

また、国内外の児童生徒とのオンライン交流学习を今後も継続し、子どもたちが主体的に学ぶことができる環境の実現をめざします。

さらに、学級担任を一人に固定せず複数の教員で学級運営を行う、担任複数制（チーム担任制）について、小学校高学年での導入に向けて検討を進めています。

(4) 児童生徒の「読解力」向上の推進

PISA（生徒の国際的な学習到達度調査）は、15 歳の生徒が身に付けた知識や技能を、実生活のさまざまな場面でどの程度活用できるかを測ることを目的として、3年に1度実施されている国際調査です。

2022 年度に実施された調査には、世界 81 か国・地域からの生徒約 69 万人が参加し、日本からは約 6,000 人の高校生が参加しました。その結果、日本は、数学的リテラシーで5位、読解力で3位、科学的リテラシーで2位と、すべての分野で世界トップレベルの成績を収めています。なお、2025 年度に実施された調査の結果は、本年 12 月頃に OECD（経済協力開発機構）から発表される予定です。

この PISA は、「自国の教育政策の改善を目的として、教育の長所や短所を国際的な視点から分析する」ことをねらいとしています。一方、毎年実施されている全国学力・学習状況調査は、「児童生徒の学習指導の改善を図る」ことを目的として実施されています。

この全国学力・学習状況調査においては、子どもたちの「読解力」や「知識を活用する力」に関して、いくつかの課題が指摘されています。

具体的には、

「読解力」における主な課題

- (1) 複数の情報を関連付けて読む力が弱い
- (2) 根拠を明確にした説明が不十分である
- (3) 目的に応じた読み方ができない
- (4) 条件に応じた記述ができない

「知識を活用する力」における課題

- (1) 学んだ知識を別の場面で使うことができない
- (2) 情報を整理・統合して考える力が不足している
- (3) 思考の過程を言語化する力が弱い
- (4) 主体的に問題解決に取り組む姿勢が不十分である

これらの課題は、本町においても同様に見られるものであり、今後の学習指導の改善に向けて、重点的に取り組む必要がある内容となっています。

こうしたことから、本町では「斑鳩町『読解力』向上推進委員会」の活動をこれまで以上に推進・充実させ、教員を対象に「学力観の転換」と「授業改善の促進」に取り組み、児童生徒の「読解力」向上を図ります。

【授業改善による学習支援プラン】

町立小・中学校の教員で組織する「斑鳩町『読解力』向上推進委員会」では、本町の全国学力・学習状況調査結果を分析・検証し、次の4点を主な視点として授業改善による学習支援プランを立て、実施しています。

- 教員の学力観の転換を図る。
- 「読解力」の育成に向け、全教科をとおした言語活動の充実を図る。
- 教員が自分の授業を振り返り、授業改善の促進を図る。
- P D C A サイクル< (Plan : 計画) (Do : 実行) (Check : 評価) (Action : 改善) >の確立を図る。

子どもたちが生きる近未来は、答えが一つではない、答えが予測できない社会であり、そんな社会で求められる資質や能力は、「学んだことの記憶ではなく、学んだことをとおして何ができるようになるかである」と言われ

ています。

この授業改善による学習支援の充実を図り、他者とのコミュニケーションの中で、相手の置かれている状況や感情・伝えたいことを把握し、理解する力を日常のさまざまな場面で学ぶことができるよう、取り組んでまいります。

(5) 中学生の「英語力」向上の推進

学習指導要領（中学校・外国語）では、授業は「英語で行うことを基本とする」という方針が明確に示されています。この学習指導要領の考え方は、英語で授業を行い、英語に触れる量を増やすことで、実際に使える力を育てることをねらいとしています。一方で、学習は生徒が内容を理解できることを前提として成立します。そのため、「英語で授業を行うこと」と「生徒が理解できること」の二つのバランスを図ることが重要です。

そうした中、文部科学省は、2027年までに中学生の英語力向上をめざし、「実用英語技能検定（英検）3級」相当以上の生徒の割合を6割以上にする方針を示しています。この目標は、生徒一人一人が社会で活躍するために必要な基礎的な言語力の指標として重要視されています。

英語力向上をめざす理由として、次の点が挙げられます。

- 高等学校での円滑な英語学習の実現
- 国際社会の中で必要なコミュニケーション能力の育成
- 「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能の強化
- OECD（PISA）の国際比較基準への対応

こうしたことから、斑鳩町では令和7年度に「**Fascinating English Class プロジェクト**」を立ち上げ、「魅力的で引き込まれる英語の授業」の実践に取り組んでいます。

具体的には、「AIを活用した授業の展開」と「タブレットを活用した国際交流学習」を推進しています。

これらの取組は、生徒の国際交流に向けた言語学習への意欲を高めるとともに、英語力の向上に大きく寄与するものと考えています。

令和8年度は、町内のすべての小・中学校において、AIアプリを活用した学習を実施します。あわせて、町独自の事業として英検 IBA による成果検証を行います。その成果指標として、中学校卒業時において7割以上の生徒が英検3級相当の英語力を身に付けることを目標とし、英語科教員を中心に英語学習の充実に取り組んでまいります。

(6) 「特別支援教育支援員」の加配

斑鳩町では、幼稚園や小学校において、発達障害を含むさまざまな障害のある幼児児童が円滑に学校生活を送れるよう、生活面や学習活動の支援を行う、「特別支援教育支援員」を計画的に加配しています。

引き続き支援員を配置し、支援や配慮を必要とする幼児児童が安心して学校（園）生活を送ることができるよう努めてまいります。

(7) 「通級指導教室」による子どもの自立をめざした個別の指導

斑鳩町では、平成31年度に斑鳩東小学校に**通級指導教室「いかる」**を開設し、令和2年度には斑鳩小学校に**通級指導教室「さざんか」**を開設しました。さらに、令和3年度に斑鳩中学校に**通級指導教室「なごみ」**を開設し、斑鳩南中学校への巡回による対応も行っています。また、令和5年度には新たに斑鳩西小学校に**通級指導教室「みむろ」**を開設し、令和7年度には斑鳩東小学校の**通級指導教室「いかる」を2教室に増設**するとともに、斑鳩小学校及び斑鳩西小学校への巡回による対応も行っています。

今後も、通常の学級に在籍しながら通級指導教室での学習をとおして、児童生徒一人一人の特性に応じた自立活動を含む指導を進め、学習面や生活面における困難の改善に向けた支援を行ってまいります。

2 「新しい時代の学び」に向けた一人一台のタブレット端末の活用

斑鳩町では、新しい時代に求められる資質・能力である「学びに向かう力」「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」の習得をめざし、児童生徒が『**自ら主体的に考え行動できる力**』を育むためのツールとして、一人一台のタブレッ

ト端末を活用した学習を推進しています。

これは、国の GIGA スクール構想（「児童生徒一人一台のタブレット端末及び大容量の通信ネットワークの整備を一体的に行い、全ての児童生徒に質の高い教育の実現を図る。」）に基づき実施しているもので、家庭での自宅学習にも活用できるよう、タブレット端末の家庭への持ち帰り（貸出）を実施しています。

そして、令和 8 年度は、誰一人取り残すことなく、すべての子どもたちの可能性を引き出す“個別最適な学び”と“協働的な学び”を実現する教育 ICT 環境を整備するため、国の GIGA スクール構想第 2 期に基づき、令和 2 年度に整備した児童生徒一人につき一台の学習用端末を更新し、更なる学習の充実を目指します。

引き続き、斑鳩町教育委員会が定めた「タブレット端末『**家庭活用ガイドライン**』」に基づき、児童生徒が安心・安全かつ快適にタブレットを活用できるよう努めてまいります。

3 歴史と文化を継承する「郷土(ふるさと)学習」の推進

斑鳩町は、日本で初めて世界遺産に登録された「法隆寺」をはじめとする仏教寺院群や、国史跡であり出土品が国宝に指定された「藤ノ木古墳」など、日本の国家形成に深く関わる歴史を有する悠久のまちです。また、令和 5 年（2023 年）には「法隆寺地域の仏教建造物」の世界遺産登録 30 周年を迎え、歴史的文化遺産と自然環境、風情ある町並みが一体となった「斑鳩の里」として、多くの人々に親しまれています。

また、令和 7 年（2025 年）には藤ノ木古墳が発掘調査から 40 年の節目を迎え、本町では、「大阪・関西万博での PR」をはじめ、ウォークイベントやシンポジウムなどの記念事業を実施し、県内外の多くの方々に本町の魅力を発信いたしました。

斑鳩町で生まれ育った子どもたちが、自分たちのまちを見つめ、その魅力を再発見し、広く発信できるよう、「郷土(ふるさと)学習」をとおして、町への誇りと愛着を育むとともに、探求心やコミュニケーション力、社会性や協調性、さらには持続可能な未来を考える力の育成に努めてまいります。

(1) 「いかるが楽（がく）」の推進

斑鳩町では、令和3年度に「いかるが楽（がく）」を立ち上げ、令和4年4月から、町立小・中学校で9か年をかけて、**聖徳太子の教えや斑鳩の魅力を探求する「郷土（ふるさと）学習」**を、教育課程に位置付けて実施しています。この学びをとおして、子どもたちには次のような資質や能力を身に付けます。

- ① 先人たちによって生まれ、守り伝えられてきた伝統や文化に根差した広い視野と深い認識をもち、理想の実現に向けた高い志と意欲をもって、主体的に学びに向かうための必要な情報を的確に判断し、自ら知識を深め、個性や能力を伸ばし、人生を切り拓くことができる。
- ② 対話や議論を通じて、自分の考えを根拠とともに伝えると同時に他者の意見を理解して、自らの考えを広げ深め、集団としての思考を発展させるとともに、他者への思いやりをもって多様な人々と協働することができる。
- ③ 変化の激しい社会においても、より良い人生や社会の在り方を追求し、試行錯誤を重ねながら課題を発見・解決し、新たな価値観を創造することで、さらに深い認識を得るとともに、次なる課題の発見や解決へとつなげることができる。

(2) 「法隆寺英語案内」の充実

町立中学校では、毎年、法隆寺を訪れる外国人観光客を対象に英語による『**法隆寺案内**』を実施しており、観光客から大変好評を得ています。

この取組は、参加する生徒にとって法隆寺の歴史を学ぶ貴重な機会であるとともに、生きた英会話力を養う絶好の学びの場となっています。

今後も、本取組の充実を図り、国際社会で活躍する資質と能力を備えた生徒の育成に努めてまいります。

(3) 「郷土（ふるさと）学習」の推進

町立小学校では、各校が特色ある伝統文化体験（斑鳩小学校では『**能楽**』、斑鳩西小学校では『**茶道**』、斑鳩東小学校では『**和太鼓**』）を実施しており、子どもたちはそれぞれの学校で伝統文化に親しむ機

会を得ています。

今後も、地域に根付く伝統文化の継承の重要性を共有し、地域を愛し、郷土に誇りをもつ子どもたちの育成に努めてまいります。

4 「豊かな心と人間性を備えた子どもを育む教育」の推進

子どもたちが自己を確立し、他者と協調し、思いやりや感動の心を育むことで、自分らしく主体的に生きる力を身に付けることは、社会全体の願いです。

斑鳩町は、どのような社会変化があったとしても、「時代を超えて変わらない価値のある教育」を推進してまいります。

(1) 道徳教育の充実

将来、子どもたちが活躍する社会は、予測が困難な時代を迎えると言われています。こうした中、グローバル化の進展に伴い、異なる歴史や文化をもつ人々との対話や協働が一層求められます。このような社会においては、主体的に考え判断する力や高い倫理観に加え、意見が対立した際にもより良い方向性を模索する資質・能力が必要とされています。

斑鳩町では、これらの力を備えた児童生徒を育成するため、従来の道徳の授業で見られた、読み物の登場人物の心情理解に偏った指導や、発達の段階を十分に踏まえない一方的な指導を見直し、子どもたちが主体的に考え、議論する「**考え、議論する道徳**」への転換を進めています。

今後も、学校教育全体を通じて横断的に道徳教育を推進し、未来を担う子どもたちの資質・能力の向上に努めてまいります。

(2) 生徒指導・教育相談の充実

生徒指導は、学習指導と並ぶ学校教育の重要な柱であり、教育目標の達成に欠かせない活動です。児童生徒一人一人の人格を尊重し、個性を伸ばしながら、社会的資質や行動力を高めることをめざしています。また、児童生徒の**自尊心や自己有用感の育成、規範意識の醸成**など、人格の形成において大きな役割を果たします。

生徒指導の本質は、児童生徒の**自己指導力を育む**ことにあり、そのために

は、自己決定の機会を与え、自らの存在価値を実感できるよう支援することが不可欠です。さらに、共感的な人間関係を基盤にした指導の実践も求められます。

斑鳩町では、教職員の共通理解を深め、予防的な指導を積極的に推進するとともに、家庭と連携しながら組織的かつ継続的な指導・支援に努めてまいります。

① 生徒指導体制の確立

斑鳩町では、町立小・中学校の生徒指導主事（生徒指導主任）で組織する「斑鳩町生徒指導連絡協議会」を定期的開催し、児童生徒の自己指導力を高めるため、校種間連携を図りながら、次に掲げる3つの『積極的な生徒指導』を推進してまいります。

※ 自己指導力とは、児童生徒が日常生活のさまざまな場面で、他者とかかわる中で適切な選択を判断・実行し、その言動に責任をもつことができる「力」のことを言います。

○ 「発達を支える生徒指導」に努めます！

対話的・協働的な学習や異年齢交流、地域との関わりの充実をとおして、子ども同士が互いに認め合い、尊重し合う環境を整えます。あわせて、自らのかけがえのなさや価値を実感できる機会を確保し、自己肯定感を高め、「自信」と「意欲」、「確かな自我」の育成を図ります。

○ 「事前に対応する生徒指導」に努めます！

「登校を渋る」「頻繁に保健室を利用する」「遅刻・早退・欠席が増える」など、気になる行動が見られる児童生徒に対しては、初期段階から丁寧に関わり、子どもが抱える悩みや課題の深刻化や新たな問題への発展を未然に防ぐよう、適切な指導・支援に努めます。

○ 「課題解決を重視した生徒指導」に努めます！

子どもに関わるトラブルや学校不適應など、生活や発達に関するさまざまな課題の早期解決に向け、学校と家庭が関係機関やスクールカ

ウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携・協働し、児童生徒一人一人の状況に応じた指導・支援の充実を図ります。

② 「“アイ・キャッチ”プロジェクト」の推進

斑鳩町では、児童生徒の暴力行為やいじめ等の問題行動、学校不適應などの課題に適切に対応するため、奈良県教育委員会から派遣されているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに加え、町独自にスクールカウンセラーを配置しています。

引き続き、“心の教育相談”の充実に向け、子どもたちの心の変化を的確に捉え、児童生徒一人一人に寄り添った指導・支援の充実を図ります。

【「子どもと親のフリースペース“くるむ”」を開設しました】

斑鳩町では、「学校へ行きたいけれど行けない子ども」や「外出が難しい子ども」が安心して過ごせる居場所として、「斑鳩町子どもと親のフリースペース“くるむ”」を、令和5年（2023年）9月に開設しました。

“くるむ”は、子どもたちが安心して過ごしながらか基礎的な学習に取り組むとともに、人との関わりを育むことができる場です。令和8年度は、毎週火曜日・水曜日・木曜日の午前9時から正午まで開室しています。

また、安心して過ごせるだけでなく、自分らしくいられる居場所として、人とつながるきっかけづくりや将来の可能性を広げるための支援の充実を図ります。

(1) 安心できる環境がある！

- ・静かで落ち着いた環境が整っています。
- ・見守ってくれる大人がいます。
- ・無理に話さなくてもいいです。

(2) 自分に合った過ごし方ができる！

- ・勉強できるスペースがあります。
- ・遊びや趣味に没頭できる場所でもあります。
- ・誰かと交流できるスペースもあります。

(3) ルールが柔軟である！

- ・登校時間は決まっていません。
- ・やることを強制されることはありません。
- ・気持ちを大切にしてくれる居場所です。

(4) 仲間とつながれるチャンスがある！

- ・同じような経験をした子と出会える場所でもあります。
- ・イベントやワークショップもあります。
- ・オンラインでつながることもできます。

(5) 将来へのサポートがある！

- ・いつでも気軽に相談できる人がいます。
- ・自分の好きなことを見つけられる場所です。
- ・進路についての情報が得られるスタッフがあります。

【「“アイ・キャッチ”プロジェクト」がスタートしました！】

斑鳩町では、令和6年4月から斑鳩の子どもたちの社会的自立を支える「“アイ・キャッチ”プロジェクト」を開始しました。

このプロジェクトは主として「未然防止」と「初期対応」の2つの柱で充実を図るものです。

(1) 「未然防止」に向けた「アイ・キャッチ」

すべての児童生徒を対象に、日々の授業や学校生活の中で、「学校に来ることが楽しい」と感じられるような、「魅力ある学校づくり」を進めることを基本としています。

(2) 「初期対応」に向けた「アイ・キャッチ」

前年度まで休みがちだった児童生徒を中心に「なぜ、休みたいと思うのか」にこだわって関わる取組と、初めて休む児童生徒の「2日目の欠席に深く関わり、長期化を防ぐ」取組を、並行して実施しています。

斑鳩町では、不登校児童生徒の支援において、「学校に登校する」ことだけを目指とするのではなく、「児童生徒が自らの進路を主体的に考え、社会的自立をめざす」ことを大切にしています。

そして、一人一人が幸せな人生を歩めるよう支援しています。

③ いじめ防止に向けた取組の充実

「いじめ防止対策推進法」には、『いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもの』と規定されています。

斑鳩町では、いじめがどの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであると強く認識し、「斑鳩町いじめ防止基本方針」に基づき、組織的・計画的にいじめ防止対策を推進しています。

しかしながら、全国的には、いじめを背景とする自殺などの深刻な事案が依然として後を絶たず、令和4年度には、いじめに起因する重大事態の件数が過去最多となりました。これを受け、令和4年12月には「生徒指導提要」が改訂され、さらに令和6年8月には「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が改訂されるなど、いじめ防止に向けた取組が一層強化されています。

こうした社会的動向を踏まえ、斑鳩町では令和7年4月に『斑鳩町いじめ防止基本方針』を改訂しました。

今後も、町全体でいじめ防止等の取組を推進し、すべての教育活動において子どもたちの安全・安心を確保するとともに、学校・家庭・地域社会・関係機関が緊密に連携し、いじめを許さず、見逃さない学校・社会づくりを進めます。

特に、「いじめを受けた子どもの救済と尊厳の回復・保護」を基本とし、迅速な対応により状況の悪化を防ぐとともに、心のケアと問題の解決を最優先に取り組みます。

また、いじめの解決に当たっては、発生状況をきめ細かく把握し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携した組織的な対応を徹底します。

④ 情報モラル教育の充実

子どもたちが、これから生きていく時代において、情報活用能力は不可欠であり、避けて通ることはできません。インターネットやスマートフォンは、安全に正しく使用すれば非常に便利で役立つものです。しかし一方で、誹謗中傷やいじめの温床となったり、事件

や犯罪に巻き込まれたりする危険があることも事実です。

そのような中、令和2年7月31日付けの文部科学省通知、及び同年9月11日付けの奈良県教育委員会通知「学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」において、中学生の学校への携帯電話の持込を認める方針が示されました。

この方針を受け、斑鳩町では、町立小・中学校のすべての児童生徒に対し、携帯電話の使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害の防止と適切な対処、より良い人間関係づくり等に関する指導に、これまで以上に積極的に取り組んでいます。あわせて、学校における携帯電話の適切な取扱いを推進するため、「**小・中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン**」を策定し、運用しています。

引き続き、すべての児童生徒が犯罪の被害者や加害者とならないよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進してまいります。

5 学校体育と学校保健指導の充実

町立小・中学校では、筋力・瞬発力・持久力などの向上につながる「行動体力」と、体温調節や免疫力など身体的なストレスへの抵抗力を高める「防衛体力」をバランスよく育成する取組を進めています。

毎年実施されている「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を見ると、本町の小・中学校児童生徒の体力・運動能力には、校種や学年、種目、男女による差はあるものの、県平均、全国平均と比べて著しく低い状況ではなく、高い数値を示す種目も増えてきています。

しかし、一部の種目には課題も見られることから、各小・中学校では次のステップに沿って、自校の課題の改善をめざす「**体力向上アクションプラン**」の立案・実践に取り組んでいます。

- (1) **ステップ1**：自校の児童生徒の実態を把握する。
- (2) **ステップ2**：「課題解決シート（課題分析、目標・計画設定）」を作成し、その明確化を図る。
- (3) **ステップ3**：体育の授業を中心とした、体力向上推進プランニングシートを作成し、計画的に取組を進める。

引き続き、児童生徒がそれぞれの目標（各ステップ）を達成できるよう、取組を進めてまいります。

また、心の教育、性教育、食育、がん教育などの推進を図り、児童生徒の健康意識の向上に努めてまいります。

6 学校部活動の地域展開

これまで学校の部活動は、教員が実質的に無償で担ってきました。しかし近年、教員の多忙化が課題となっており、特に中学校では、土日の指導が長時間勤務の要因となっています。

また、少子化の進行により、団体競技のチーム編成が困難な学校も見られ、従来の部活動の維持が難しくなっています。こうした背景を踏まえ、部活動を地域のスポーツクラブ等へ移行する取組が全国的に進められています。

また、国（スポーツ庁・文化庁）は、令和4年12月に作成した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」において、令和5年度から7年度までの3年間を「改革集中期間」と位置付け、公立中学校の休日の部活動を段階的に地域移行する方針を示しています。なお、平日の部活動については、地域の実情や進捗状況に応じて次の段階とされています。

この方針を踏まえ、奈良県は、令和8年度から中学校の休日の部活動について、教員の指導による実施を廃止する方針を示しました。

斑鳩町では、この方針を受けて令和7年度に町主体の地域クラブ（斑鳩町文化芸術スポーツクラブ「ICASC」）を設立し、令和8年度から休日の部活動の地域展開を進めています。活動は、地域の指導者のもと、「直営型クラブ」と「自主運営型クラブ」の2つの方式で運営しています。

中学校の部活動の地域展開に当たっては、子どもたちが将来にわたり文化芸術やスポーツに親しむ機会を確保するとともに、安全で安心して、専門的な指導を受けられる環境づくりを基本方針としています。

また、部活動がもつ「自主性・自立性の育成」「社会性と人間関係の形成」「多様な学びの機会と個性の伸長」「豊かな人間性の涵養」といった教育的意義を踏まえ、当面は平日の学校部活動を継続し、休日の地域クラブ活動との連携を図ってまいります。

(1) 斑鳩町文化芸術スポーツクラブ(ICASC)

① 主な活動内容

- **参加対象者**：斑鳩町内に在住する中学生のうち、参加を希望する生徒
- **活動内容**：地域の指導者や教職員（希望）による専門的な指導の機会
- **活動日**：土曜日、日曜日、祝日のうち週1日（原則）、月3回程度（大会参加等やむを得ない場合を除く）。
- **活動時間**：1日3時間以内（大会参加等やむを得ない場合を除く）。

② 直営型クラブ活動

ICASCが主体となり、地域の指導者や兼職兼業の許可を受けた教職員に指導を依頼し運営します。生徒は、各地域クラブの活動に参加します。

- **斑鳩中学校**
野球（男女）、陸上競技（男女）、バスケットボール（男女）、バドミントン（女子）、吹奏楽（男女）
- **斑鳩南中学校**
野球（男女）、陸上競技（男女）、バスケットボール（男子）、卓球（男子）、バドミントン（女子）、吹奏楽（男女）
- **斑鳩中学校・斑鳩南中学校合同**
剣道（男女）、水泳（男女）

③ 自主運営型クラブ活動

ICASCの承認を受けた団体が、指導者の確保や会費の徴収、指導者への謝金の支払い、事務等の運営を自主的に行い、生徒はその活動に参加します。

その主なクラブ活動は次のとおりです。（令和8年4月1日現在）
ヒップ・ホップ・ダンス、硬式テニス、朗読ワークショップ、茶道講座、生け花講座、能（謡・仕舞）体験講座、フラダンス

7 特別支援教育の充実

斑鳩町では、特別支援教育支援員を各幼稚園及び各小学校に配置し、幼児・児童一人一人の個性や発達段階に応じた支援を行うなど、一貫した特別支援教育を推進しています。

また、小学校から中学校への切れ目のない支援を実現するため、斑鳩小学校（1教室）・斑鳩西小学校（1教室）・斑鳩東小学校（2教室）に「**通級指導教室**」を設置しています。

さらに、斑鳩中学校内に、斑鳩中学校及び斑鳩南中学校の生徒を対象とした「**通級指導教室**」を開設し、町全体で一貫した支援体制を整えています。

また、文部科学省（令和4年4月27日）及び奈良県教育委員会（令和4年5月18日）の通知により、特別支援学級の運用について次のように示されています。

特別支援学級に在籍している児童生徒は、原則として、週の授業時数の半分以上を目安に、個々の状態や発達段階に応じた指導を特別支援学級で受けることとされています。ただし、通常の学級へ移行を検討している場合など、教育上必要がある時は、交流及び共同学習の時数を段階的に増やすなど、柔軟な対応が認められています。

本町では、これらの通知を踏まえ、児童生徒一人一人の実態に応じた学びの実現を図るため、必要に応じて「**学びの場の変更**」を行っています。

各学校においては、「特別支援学級から通常学級への移行」や「小学校から中学校、中学校から高等学校等への進学」を見据えた児童生徒について、申請に基づき、交流及び共同学習の機会を設定するなど、支援の充実を図っています。

今後も、町立幼稚園、小学校及び中学校において、誰一人取り残すことなく、すべての子どもが安心して学び、自分の力を発揮できるよう、教師間が連携しながら、一人一人に寄り添った支援と適切な就学に向けた相談の充実に努めてまいります。

8 安全教育の充実

安全教育のねらいは、「**幼児・児童・生徒が自他の生命を尊重することを基盤とし、安全に行動するとともに、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成すること、さらに、幼児・児童・生徒の安全を確保するために、学校施設や通学路などの環境を整備すること**」にあります。

町立幼稚園・小学校・中学校では、このねらいに基づき「学校安全計画」を作成し、教育活動全体を通じて学校安全の3領域（「**生活安全<不審者、熱中症、落雷事故、校内での事件・事故等>**」、「**交通安全<さまざまな交通場面での危険>**」、「**災害安全<自然災害や火災等の防災>**」）に取り組んでいます。特に、災害時において、**幼児・児童・生徒が自ら考え、適切な判断をし、行動できる『危機回避能力』や『危機対応能力』を身に付けられるよう、継続的に指導を行っています。**

引き続き、各校園の「危機管理対応マニュアル」を適宜見直し、実践的な災害対策・安全対策の強化に努めるとともに、「学校安全ボランティア」や「子ども110番の家『パゴちゃんの家』」「奈良県不審者情報『ナポくんメール』」等を活用し、地域のみなさまのご協力を得ながら、幼児・児童・生徒の安全確保に取り組んでまいります。

また、**令和8年4月1日の改正道路交通法の施行により、自転車の通行ルールや罰則が見直されました。**これにより、自転車はこれまで以上にルールの遵守が求められ、安全に利用する責任が一層重視されることとなりました。

本町におきましては、子どもたちが「**自分の命は自ら守る**」という意識をもち、交通社会の一員として安全を第一に考えた行動ができるよう、奈良県警察西和警察署等関係機関と連携しながら交通安全教育の充実を図り、ルールの理解と遵守の徹底に努めてまいります。

加えて、斑鳩町では、小・中学校において毎年、奈良県警察西和警察署並びに斑鳩町学校薬剤師会の方々の協力を得て、「**薬物乱用防止教室**」を実施しています。これは、小学校のうちから薬物の危険性について学び、中学生でさらに理解を深めることで、子どもたちが自分の身を守る「力」を身に付けることを目的としています。

今後も、子どもたちの未来を守るために、薬物乱用防止教室を継続して実施してまいります。

(1) 発達段階に応じた防災教育の推進

幼稚園及び小・中学校では、子どもたちが、火災、地震、台風などの災害による危険を理解・予測し、自らの安全を確保する行動ができるようになる「**自助の力**」を身に付け、日常的な備えができるようになることを目標に、それぞれの発達段階に応じた防災教育に取り組んでいます。

○ 幼稚園「身を守る行動の基礎を身に付ける」

- ・日常生活の中で、「危ない場所に近づかない」など、安全な生活習慣や態度を身に付けることができる。
- ・災害時には、教職員や保護者の指示に従って行動できる。
- ・危険な状況を見つけたときに、近くの大人に伝えることができる。

○ 小学校「教えられたことをもとに、自分で判断し行動できる」

- ・低学年では、安全な行動の大切さを理解し、安全のためのきまりや約束を守ることや、身の回りの危険に気付くことができる。
- ・中学年では、災害時の危険を認識し、日常的な訓練などを生かして自らの安全を確保することができる。
- ・高学年では、これまでに学習した内容をさらに深め、さまざまな場面で発生する危険を予測し、安全に行動することができる。

○ 中学校「主体的に判断し、他者ととともに命を守る行動ができる」

- ・日常生活において知識をもとに正しく判断し、主体的に安全な行動をとることができる。
- ・被害の軽減や災害後の生活を考え、事前に備えることができる。
- ・災害時には危険を予測し、率先して適切な避難行動をとることができる。

幼児・児童・生徒がこうした力を身に付けられるよう、引き続き、火災や地震の発生などを想定した避難訓練を実施します。あわせて、幼稚園・小学校においては、発生後の行動を想定した訓練も行い、保護者にとっても安全・安心につながる災教育の充実を図ります。

(2) 感染症予防対策の実施

斑鳩町では、児童・生徒の健康と安全を守るため、令和8年度も以下の感染症対策を継続・実施してまいります。学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちが安心して学べる環境を整えていくために、ご理解とご協力をお願いいたします。

○ 手洗い・消毒の推奨

- ・登校時や食事の前後、体育の授業や外遊びの後など、こまめな手洗いを励行します。
- ・発熱や風邪症状がある場合は、無理をせず状況に応じて自宅で休養してください。

○ 居室内の換気

- ・授業中や休み時間に定期的に換気を行い、適切な室温管理にも配慮します。

○ 体調不良の対応

- ・学校で発熱や体調不良が確認された場合は、速やかに保護者へ連絡し、必要に応じてお迎えをお願いすることがあります。
- ・感染症が疑われる場合は、医療機関の受診をお願いします。

○ 感染症発生時の対応

- ・感染症の流行状況に応じて、学校や学級閉鎖、または行事の変更等をお願いする場合があります。
- ・緊急時には、各学校から保護者に保護者連絡システム「すぐーる」を通じてご連絡いたします。

9 食育の推進

(1) 食育の充実

食育の目的は、生きる上での基本となる「知育、徳育、体育」の基盤を築くことです。さまざまな経験をとおして、「食」に関する知識を身に付けて、バランスの取れた「食」を選択できる力を養い、健全

で健康的な食生活を実践できる人を育てることをめざします。

五感への刺激は、子どもの成長に欠かせません。「食」は最も身近で確実に五感に働きかける手段の一つです。また、小・中学生期の健全な食生活は、心身の健康を育むだけでなく、将来の食習慣を形成にも大きな影響を及ぼすため、この時期に望ましい食習慣を身に付けることが重要視されています。

子どもの食習慣の基礎は家庭で形成される一方、学校教育においても望ましい食習慣を実践する力を育むための指導・支援が求められます。これに伴い、学校での食に関する指導は、給食の時間にとどまらず特別活動、保健指導、総合的な学習の時間、学校行事など、学校教育活動全体を通じて実施することが重要です。

小・中学校では、各教科の内容と連携した具体的かつ実践的な教材として食育を活用し、「食」の大切さを学ぶとともに、望ましい食習慣を身に付けるための計画的な取組を推進しています。さらに、ふるさと教育や地域経済の活性化の観点から、地元食材を使用した安全で安心な給食の提供にも努めてまいります。

(2) 給食費無償化の推進

令和8年度から、国の方針により公立小学校全学年を対象として給食費の抜本的な負担軽減が示されました。これを受け、本町では、国・県の給食費負担軽減交付金を活用するとともに、不足分については町独自に補助を行い、小学校における給食費の完全無償化を実施します。

また、中学校については、町独自の施策として、令和8年度に第3学年、令和9年度に第2・第3学年、令和10年度には全学年へと段階的に給食費の完全無償化を実施します。

これらの取組により、子育て世代の経済的負担の軽減を図るとともに、すべての子どもたちが安心して学校生活を送ることができる環境づくりを推進します。

第3 教育環境の整備・充実

本町の学校施設の平均築年数は約 50 年となっており、多くの施設で老朽化が進行していることから、改修や改築が必要な時期を迎えています。

このような状況の中、子どもたちが安全・安心に学ぶことができる教育環境を将来にわたり確保していくためには、学校施設を計画的かつ効率的・効果的に維持管理していくことが重要となります。

そのため、本町では、令和6年4月に識見者、地域代表者、保護者代表者、学校関係者等で構成する「斑鳩町子どもが輝く学校の未来構想検討委員会」を設置し、令和6年度及び令和7年度の2か年にわたり、町立小・中学校の適正規模及び適正配置等に係る構想について検討を進めてまいりました。なお、同委員会における検討結果につきましては、町ホームページに掲載しております。

今後は、同委員会からの提言を踏まえ、学校施設の適正規模・適正配置及び長寿命化対策を計画的に推進し、将来にわたり持続可能で安全・安心な教育環境の整備・充実に取り組んでまいります。

1 学校施設の適正規模・適正配置

本町の小・中学校の校舎については、先に述べたとおり、標準耐用年数の到来が見込まれる施設がありますが、長寿命化改良工事を実施した場合には、一般的に耐用年数到来後もさらに20年間程度の使用が可能とされています。

こうした状況を踏まえ、30年後となる令和37年の児童生徒数及び学級数を推計したところ、小学校の児童数は令和6年度と比較して約19%減（284人減）、中学校の生徒数は約31%減（239人減）となる見込みです。一方で、学級数については3小学校の各学年で2学級～3学級、2中学校の各学年で3学級を維持できる見通しとなっています。

この学級数を学校規模の適正化に関する基本的な考え方に照らし合わせると、学校教育本来の機能を発揮するために必要な学級規模は確保できるものと考えます。また、小学校については国が示す標準学級を維持できる見込みであり、中学校についても標準学級数には満たないものの、免許外指導を解消し、すべての授業において教科担任制による指導を行うために必要な学級規模は確

保できるものと考えられます。

さらに、令和6年11月に実施した「未来の斑鳩町立小・中学校のあり方に関するアンケート調査」においては、小学校では「1学年あたり2～3学級」が81%と最も高く、中学校では「1学年あたり2～3学級」が50%、「1学年あたり4学級以上」がほぼ同数となりました。また、施設の老朽化対策については、「現在の学校数・規模等を前提に、老朽化の度合いに応じて、順次改修を行いながら、将来的に建て替える」とする回答が32%で最も多い結果となりました。

これらの検討結果を踏まえ、本町では、現行の3小学校・2中学校体制を維持することを基本とし、今後、校舎及び体育館の健全度調査を実施した上で、その結果に基づき優先順位を設定し、長寿命化対策や施設整備を計画的に進めてまいります。

2 学校施設の長寿命化対策

本町では、児童生徒が安全・安心に学ぶことができる教育環境を確保するため、学校施設の健全度評価を実施し、その結果を踏まえながら改修や改築の優先順位を定め、計画的な施設整備を進めてまいります。

また、長寿命化改修を実施することにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図り、効率的かつ持続可能な施設運営に努めるとともに、良好な教育環境の整備を推進してまいります。

さらに、学校施設の整備にあたっては、「地域の風土や文化との調和」を図ることが重要であることから、世界最古の木造建築である「法隆寺」をはじめとする歴史的・文化的遺産を数多く有する本町の特性を生かし、木材の積極的な活用を進めてまいります。

加えて、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の組織を基盤として、学校施設を児童生徒の放課後の居場所や活動の場として活用するとともに、地域防災の拠点としての機能の充実を図り、地域コミュニティの核となる学校づくりを推進してまいります。

なお、今後も人口推計や教育環境の変化等を踏まえながら、子どもたちにとって、より良い学校の在り方について積極的に検討を行い、適時・適切な見直しを図ってまいります。

第4 生涯学習の推進

学ぶことや創ることの喜び、スポーツで身体を動かしたときの爽快感や充実感、美しいものに触れたときの感動は、人々の心にゆとりと潤いをもたらします。

斑鳩町では、子どもから高齢者まで多くの住民が、学習やスポーツに親しみ、芸術・文化活動を楽しんでいます。これらの生涯学習活動は、個人の生活の質の向上に寄与するとともに、心身の健康とも深く関わっています。

また、本町は豊かな歴史的・文化的遺産に恵まれており、法隆寺をはじめとする寺社には、国宝や国・県指定の重要文化財である建造物や美術工芸品などが数多く存在します。さらに、古墳や寺院跡などの遺跡、古道や道標、石仏など、地域に残る身近な文化遺産も大切に受け継がれています。

こうした中、『「和」で紡ぎ 未来へ歩む 私たちの斑鳩』の実現に向け、学習やスポーツ、芸術・文化活動といった生涯学習の取組を一層充実させるとともに、歴史的・文化的遺産の保全・継承と活用に努め、新たな文化の創造を推進してまいります。また、子どもたちがふるさと斑鳩に誇りをもち、豊かな感性や創造性、思いやりを育みながら生きる力を身に付けることができるよう環境整備を進め、豊かな心を育む生涯学習のまちづくりを推進します。

1 生涯学習の充実

1 生涯学習機会の充実

多様化する住民の学習ニーズやデジタル化に対応し、年齢や障害の有無等に問わず、誰もが気軽に参加できる学習機会の拡充と内容の充実に取り組みます。これらの取組を通じて、個人の生きがいづくりや主体的に学ぶ人の育成つなげてまいります。

また、ライフスタイルや価値観の多様化、少子高齢化、高度情報化、国際化など時代の変化に対応した生涯学習を推進するとともに、「生涯学習推進計画」の進捗管理を行うとともに、計画の定期的な見直しを図ってまいります。

2 公民館機能の充実

公民館は地域のみなさんにとって最も身近な学習拠点としてだけでなく、交流の場としても重要な役割を担っており、公民館が快適で魅力的な施設として利用いただけるよう、施設の充実・適切な維持管理に努めます。

また、多様化する住民の学習ニーズに対応できるよう公民館教室の充実と休日開講や季節限定の特別教室の開講など、住民の方により参加していただきやすい環境づくりに努めます。

令和8年度は、公民館教室として通年の26教室（中央公民館23教室、東公民館2教室、西公民館1教室）のほか、季節限定の教室を開講します。

3 図書館機能の充実

子どもから高齢者、障害のある人など、誰もが気軽に図書館を利用し、読書に親しむことができるよう、住民ニーズに応じた蔵書の充実を図るとともに、近隣の府県や市町村の図書館、専門機関との連携を推進し、図書館機能の一層の向上に努めてまいります。

また、大活字本やLLブック（やさしく読める本）の活用などにより、アクセシビリティ（誰もが利用しやすい状態）の向上を図り、すべての人が読書を楽しめるバリアフリーな読書環境の推進に努めてまいります。

さらに、令和8年3月に策定した「子ども読書活動推進計画 2030」に基づき、地域や学校等と連携し、子どもの読書活動の推進に努めてまいります。

2 社会教育の充実と家庭・地域の教育力の向上

1 コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の推進

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、これからの予測困難な社会を生きる力を子どもたちに育むためには、学校だけでなく、地域

全体で子どもの成長を支える仕組みの構築が求められています。この考え方は、新学習指導要領においても、「社会に開かれた教育課程」の実現という理念として示されています。子どもたちには、社会とのつながりの中で、自らの力で社会や人生をより良くしていけるという実感を持ち、希望に満ちた未来に向かって力強く歩んでいくことを期待しています。そのためには、学校と地域が連携・協働し、教育活動を一層充実させていくことが重要です。

斑鳩町では、令和6年3月に「斑鳩町学校運営協議会規則」を制定し、令和6年度から令和7年度までの2年間で、町内すべての小・中学校において、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」を設置しました。これにより、地域の声が活かされる学校、地域の方々が教育活動に参画できる学校、そして、地域ぐるみで子どもを育てる学校づくりを推進してまいります。

2 人権意識の高揚

「人権のまちづくり」を推進するためには、一人一人が人権問題を自らの課題として主体的に捉え、互いの違いを個性として認め合い、その理解を具体的な行動へとつなげていくことが重要です。

このため、人権セミナーをはじめとする学習会や研修会の内容の充実を図るとともに、身近な人権課題を取り上げた実践的な学びの機会の提供に努めます。あわせて、対象や発達段階に応じた体系的・継続的な学習の機会の充実を図ります。さらに、学校や地域、関係機関等との連携を一層強化し、日常生活の中で人権を尊重する意識の向上を図るとともに、他者を思いやり適切に行動できる実践力の育成に努めます。

3 家庭教育の充実

家庭は、子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、その営みはすべての教育の出発点となるものです。核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など、子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、保護者が学び合い、支え合う機

会の充実を図ります。

家庭教育講座においては、町立幼稚園の園長や小・中学校の校長等を講師に迎え、発達段階に応じた関わり方や基本的な生活習慣の形成について理解を深めるとともに、情報モラルなどの課題に対応した内容の充実を図ります。さらに、学校や地域と連携し、地域社会全体で子どもたちを育む意識の醸成に努めてまいります

4 幼児教育の充実

幼児期教育は、基本的な生活習慣の形成や意欲・態度の育成など、その後の人間としての生き方の基礎を培う重要なものです。引き続き、幼児一人一人の発達の特性に応じた教育の充実を図り、その一層の推進に努めます。

また、幼児期における本との触れ合いは、その後の読書習慣に大きな影響を与えていることから、幼稚園・保育園及び認定こども園の5歳児を対象に図書館へ招待し、本の読み聞かせや自ら絵本を選び借りる体験ができる「図書館ご招待デー」を継続して実施します。

さらに、「電子図書館サービス」の活用促進や「斑鳩町子ども司書養成講座」、「読書手帳の配布」などの取組をとおして、子どもの読書習慣の定着と読書離れの防止を図ります。あわせて、言葉に対する感性や表現力、創造力を育むとともに、主体的に学び続ける力の基礎を培います。

加えて、町立幼稚園・保育園における蔵書の更新及び整備の充実を図り、子どもが日常的に本に親しむことができる環境づくりを推進してまいります。

5 子ども・若者育成支援の充実

本町は、子ども・若者を取り巻く状況の改善を図るとともに、豊かな人間性の育成や基本的な生活習慣の形成など、成長・発達のための基礎づくりを支援してまいります。

こうした基礎の上に、さまざまな体験活動や他者との交流を積み重ねること

で、自立した個人として必要な知識・能力・社会性やリーダーシップを育成してまいります。また、地域のつながりが希薄化する中であっても、子ども・若者を社会全体で支えるとともに、家庭や地域の機能を補完する多様な活動を支援してまいります。

さらに、自立した責任ある大人として社会へ踏み出す節目である 20 歳を迎える若者の門出を祝い、励ますため、「**二十歳のつどい**」を引き続き開催してまいります。

3 生涯スポーツの推進

1 生涯スポーツの充実

誰もが楽しみながら体力づくりや健康づくりも取り組むことができるが生涯スポーツの振興を図るため、スポーツ教室の開催やスポーツ団体の育成、友好都市等とのスポーツを通じた交流機会の充実に努めてまいります。あわせて、総合型地域スポーツクラブには、育成支援を行いながら連携し、生涯スポーツの振興を図ってまいります。

さらに、国の「第3期スポーツ基本計画」を踏まえ、スポーツを通じた住民の健康増進を始め、共生社会の実現や地域の活性化を推進してまいります。

加えて、令和 13 年度に奈良県で開催予定の「第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会」に向けて機運の醸成を図るとともに、本町での開催種目であるフェンシング競技の普及・進行に取り組みます。その一環として、体験会の開催などにより競技の裾野^{すその}拡大を図り、フェンシング競技の基盤づくりを推進してまいります。

また、運営を休止している町民プールの代替事業として実施している町外プール施設の使用料金の一部助成制度については、引き続き、大人の利用券 1 枚につき小人 3 人まで無料とし、子育て支援の一層の充実と、町民のスポーツ及びレクリエーション活動の振興を図ってまいります。

あわせて、中央体育館では、子どもたちの体力づくりや子育て世代の交流の場を創出することを目的に、第 3 日曜日を無料開放日として、「あそびの広場」を引き続き開催してまいります。

4 文化・芸術の振興

1 文化・芸術にふれる機会の充実

芸術・文化は、豊かな人間性を涵養し、創造力や感性を育むとともに、人間が人間らしく生きるための糧となるものです。また、他者と共感し合い、心を通わせることで相互理解を深め、ともに生きる社会の基盤を形成する重要な役割を担っています。このことから、各公民館を活用し、多様な分野における質の高い文化・芸術に触れる機会の充実を図ってまいります。

また、各種文化芸術の振興と意識の向上を図るため、「斑鳩町文化芸術祭」を引き続き開催いたします。あわせて、次代を担う子どもたちに豊かな創造性や感性を育むため、文化芸術祭への参加機会の充実を図ってまいります。さらに、美術創作活動を通じて郷土の美術振興に寄与されている「斑鳩町美術協会」に対し引き続き支援を行ってまいります。

加えて、文化芸術の拠点である「いかるがホール」については、利用者にとって快適で魅力ある施設であり続けるよう、適切な維持管理を行うとともに、設備の更新等を計画的に進めてまいります。あわせて、地域住民の文化活動の振興と個性豊かな地域文化の創造を目的として設立された、「斑鳩町文化振興財団」に対し、財政面から支援いたします。



令和8年度 教育行政基本方針

斑鳩町教育委員会
2026（令和8）年4月